



松竹株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：高橋敏弘）は、この度、働き方改革推進のための「基本方針」を更新しましたので、お知らせいたします。

働き方改革の推進について

松竹グループは、数年来働き方改革及び健康経営に積極的に取り組み、社員のワークライフバランスの向上に努めてまいりました。2019年4月の労働基準法改正以降、労働時間の管理につきましては従来以上に真摯な姿勢で取り組んでおります。

一方、

「日本文化の伝統を継承、発展させ、世界文化に貢献する」

「時代のニーズをとらえ、あらゆる世代に豊かで多様なコンテンツをお届けする」

というミッションは今後も変わりません。

そして、限られた時間のなかでミッションを実現するため、量より質を重んじ、社員が健やかに能力を発揮できる仕事のやり方・考え方へシフトするために定めた「基本方針」（2019年制定）を、この度更新いたしました。また、この内容は今後も実態に合わせて適宜更新してまいります。お取引先、関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<基本方針>

- ・22時から翌朝5時及び休業日の対応は避け、翌勤務時間の対応といたします。
- ・大きなプロジェクトや重要案件、長時間を要する立会い業務について、担当者数を増やし、特定の社員に負荷を集中させないようにいたします。
- ・繁忙期であっても、決められた休日は必ず取得させていただきます。

これによって労働時間を短縮し、社員が自分や家族などのための時間を増やします。心豊かな生活を送り、自己研鑽を行う事で仕事の質を上げ、より多くのお客様に感動をお届けいたします。

松竹株式会社
代表取締役社長 高橋 敏弘